

社団法人 宮崎県農業振興公社定款

社団法人 宮崎県農業振興公社

社団法人 宮崎県農業振興公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人宮崎県農業振興公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を宮崎市に置く。

(目的)

第3条 公社は、農業経営の規模拡大、農業の担い手の確保・育成、農業生産性の向上等に係る諸事業を総合的に実施し、もって宮崎県の農業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農地保有合理化の促進に関する事業
- (2) 農業の担い手の確保・育成に関する事業
- (3) 就農支援資金の貸付けに関する事業
- (4) 畜産基盤施設及び畜産環境施設整備に関する事業
- (5) 農業構造改善に関する事業
- (6) 農商工連携等の推進に関する事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 社員

(社員の資格)

第5条 公社の社員となる資格を有する者は、宮崎県、宮崎県内の市町村、農業会議、農業協同組合、農業協同組合中央会及び農業協同組合連合会（宮崎県内に従たる事務所を有する全国の区域を地区とする農業協同組合連合会を含む。）並びにその他法人格を有する農業団体であつて宮崎県を区域とするものとする。

(加入)

第6条 公社の社員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を理事長に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

(脱退)

第7条 社員は、公社を脱退しようとするときは、その理由を記載した脱退届により、

脱退しようとする日の30日前までに理事長に届け出なければならない。

- 2 社員が第5条に規定する社員の資格を失ったとき、又は解散したときは、公社を脱退したものとみなす。

(除名)

第8条 公社は、社員が公社の名誉をき損し、又は公社の設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合において、公社は、その総会の開催の日の10日前までにその社員にその旨を書面をもって通知するとともに、その総会で弁明する機会を与えなければならない。

(出資金)

第9条 社員は、出資10口以上を保有しなければならない。

- 2 出資1口の金額は、1万円とする。
- 3 出資は、現金をもって一時に払い込むものとする。ただし、一時に払い込むことが困難な場合は、理事会の承認を得て、口数ごとに分割して払い込むことができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 脱退し、又は除名された社員の出資金その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人
 - (3) 常務理事 1人
 - (4) 理事 15人以上20人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む)
 - (5) 監事 3人
- 2 理事及び監事は、社員である団体の代表者、役員又はそれに相当する者及び学識経験者のうちから総会において選任する。
 - 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 5 必要に応じ、公認会計士等による外部監査を要請することができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、役員のうち、社員である団体の代表者、役員又はそれに相当する者のうちから選任された役員は当該団体の役職をはなれたとき役員資格を失うものとする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。ただし、補欠の選任が役員の全員に係るときはその任期は、2年とし、就任の日から起算する。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員職務)

第14条 理事長は公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、その命を受けて公社の業務を掌理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、理事長の命を受けて公社の日常の業務を掌理するとともに、理事長及び副理事長とともに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、公社の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条に定める職務を行う。

(職員)

第15条 公社に公社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長がこれを任免する。

第4章 会議

(種別)

第16条 公社の会議は、総会及び理事会とする。

(構成)

第17条 総会は、社員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年3月及び毎事業年度終了後3月以内に、理事長が招集する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 社員総数の4分の1以上又は監事が会議の目的たる事項を示して総会の招集を請求したとき。

4 理事長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5 総会を招集する場合には、社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

6 総会の議長は、その総会において、出席した社員のうちから選任する。

(定足数及び議決)

第19条 総会は、社員総数の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めのあるもののほか、出席した社員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、社員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 借入金の最高限度額の決定

(3) その他公社の運営に関する重要な事項

(理事会)

第21条 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。

2 理事会の議決については、第19条の規定を準用する。

(理事会の議決)

第22条 この定款に別に定めるもののほか次に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち、緊急の場合であって、かつ、1件300万円未満の財産を取得し若しくは処分する場合又は補助事業等により農業関係者等に農業用機械、施設及び家畜等を貸し付けるための財産を取得し若しくは処分する場合は、この限りでない。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 財産の取得及び処分

(3) 業務方法書及び就業規則、職員給与規程、旅費規程、職員退職手当規程その他職員の勤務条件に関する諸規程の制定、変更及び廃止

- (4) その他業務の執行に関する事項で、理事長が必要と認める事項
- 2 理事長は、前項のただし書の規定により、財産の取得又は処分を決定した場合は、その旨を次の理事会に報告しなければならない。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会又は理事会に出席できない社員又は理事は、あらかじめ、通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第19条（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 社員又は理事は、2名以上の社員又は理事から前項の規定による委任を受けることができない。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 社員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した社員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、その会議において出席した社員又は理事の中から選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

第5章 業務方法書

(業務方法書)

第25条 会社の業務の執行に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て業務方法書に定める。

第6章 資産及び会計

(資産)

第26条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入

- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(農地保有合理化事業強化基金及び農地保有合理化事業拡充基金)

第27条 公社は、第4条第1号に規定する事業(以下「農地保有合理化事業」という。)を円滑確実に執行するため、次に掲げる資産をもって構成する農地保有合理化事業強化基金(以下「強化基金」という。)及び農地保有合理化事業推進拡充基金(以下「拡充基金」という。)を設ける。

- (1) 強化基金又は拡充基金の造成にあてることを指定して交付された補助金
 - (2) 強化基金又は拡充基金の造成にあてることを指定して出資された出資金
 - (3) 強化基金又は拡充基金の造成にあてることを指定して寄附された寄附金
 - (4) 総会において強化基金又は拡充基金に繰り入れることを議決した財産
- 2 強化基金又は拡充基金を構成する資産のうち現金は、次に掲げる方法により運用するものとする。
- (1) 金融機関への預金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託
 - (3) 国債、地方債その他理事会で承認された方法による債券の取得
- 3 前項に規定する運用により生じた強化基金及び拡充基金の運用益は、農地保有合理化事業に要する経費以外に充ててはならない。
- 4 毎事業年度において、前項の運用益に剰余金が生じたときは、総会の議決により、これを翌事業年度の農地保有合理化事業に要する経費に充て、又は強化基金若しくは拡充基金に繰り入れるものとする。
- 5 公社は、次に掲げる場合に該当するときは、強化基金及び拡充基金のうち宮崎県の出資又は補助に係る額を、宮崎県知事の請求に基づき宮崎県に返還するものとする。
- (1) 公社が解散したとき。
 - (2) 公社が農地保有合理化事業を行う法人でなくなったとき。
 - (3) 宮崎県知事が公社の農地保有合理化事業の執行状況等を勘案して、強化基金又は拡充基金を設置する必要がないと認めたとき。
- 6 強化基金又は拡充基金は、前項の規定により宮崎県に返還する場合を除き、これを処分し、又は担保に供してはならない。

(農業担い手確保・育成基金)

第28条 公社は、第4条第2号に規定する事業(以下「農業担い手確保・育成事業」という。)を行うため、次に掲げる資産をもって構成する農業担い手確保・育成基金(以下「育成基金」という。)を設ける。

- (1) 解散した財団法人宮崎県農業後継者育成基金協会の基本財産を構成していた財産であって、育成基金の造成に充てることを指定して寄附された財産
- (2) 前号のほか育成基金の造成に充てることを指定して寄附された財産

- (3) 総会において育成基金に繰り入れることを議決した財産
- 2 育成基金は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において社員総数の4分の3以上の同意を得、これを処分し、又は担保に供することができる。
 - 3 育成基金を構成する資産のうち現金は、次に掲げる方法により運用するものとする。
 - (1) 金融機関への預金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託
 - (3) 国債、地方債その他理事会で承認された方法による債券の取得
 - 4 前項に規定する運用により生じた育成基金の運用益で、農業担い手確保・育成基金事業（以下、「基金事業」という。）を実施するものとする。
 - 5 毎事業年度において、前項の運用益に剰余金が生じたときは、総会の議決により、これを翌事業年度の基金事業に要する経費に充て、又は育成基金に繰り入れるものとする。

(経理の区分)

第29条 基金事業及び第4条第3号に規定する事業（以下、「就農支援資金」という。）の業務は、それぞれ他の事業と区分して特別会計により経理しなければならない。

(事業計画及び予算)

第30条 公社の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

- 2 理事長は、事業年度開始の日までに、事業計画及び予算が成立しないときは、事業年度開始の日から総会の議決があるまでの間の事業実施及び予算の執行については、理事会の承認を得て行うものとする。この場合において、当該事業の実施及び予算の執行については、総会の議決があったときに、当該年度の事業計画及び収支予算に基づいてなされたものとみなす。

(事業報告及び決算)

第31条 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 収支計算書

(資産の管理)

第32条 公社の資産は、理事長が管理し、その方法は、第27条及第28条に規定する場合を除き、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

第33条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において社員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号に規定する総会の決議に基づいて解散する場合は、総会において社員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、宮崎県知事の許可を受けなければ解散することはできない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、宮崎県知事の認可を受けて、宮崎県内の公社と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。ただし、農地保有合理化事業で取得した農用地等の財産は、宮崎県に帰属するものとする。

第8章 補 則

(委 任)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、認可のあった日（昭和35年9月10日）から施行する。

2 昭和63年6月3日において現に役員である者の任期は、第13条の規定にかかわらず、平成元年6月30日までとする。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和38年9月10日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和40年10月11日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和42年6月6日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和43年6月28日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和47年1月11日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和47年8月25日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、認可のあった日（昭和48年8月15日）から施行する。
- 2 昭和48年度の事業年度は、改正後の定款第32条の規定にかかわらず、昭和48年6月1日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和51年10月8日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和52年6月18日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和54年7月4日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和56年6月6日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和56年7月15日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和60年7月17日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和62年6月15日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（昭和63年2月28日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成元年7月11日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成3年5月28日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成4年5月25日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成6年3月2日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成9年3月28日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成11年3月29日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成12年3月27日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成13年4月2日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成18年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日の統合により新たに社員となる者については、第6条及び第9条の規定にかかわらず出資を要しないものとする。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成20年7月14日）から施行する。

附 則

この定款は、認可のあった日（平成21年5月15日）から施行する。